

くらしウォッチャーだより

contents

★トピックス 注意喚起情報

★大崎市消費生活ウォッチャー 1月調査結果から

＜消費生活関連・食品の品質表示関連＞

住み始める時から、「いつか出ていく時」に備えておこう！

賃貸住宅の「原状回復」トラブルにご注意

賃貸住宅から退去するときの“原状回復”費用の負担に関するトラブルが起きています

借りていた部屋のキズや汚れについて、貸主側から示された修繕の範囲や金額に納得できない！

どっちが払うの？修繕費用



普通に使用していたので、修繕費用は払いたくない

床が傷んでしまったから、修繕費用を払ってほしい

「原状回復」の一般的なルール：

- ・借主は、賃貸物件の「原状回復義務」を負う
- ・「通常損耗」「経年変化」「借主に責任がない損傷」は、原状回復義務に含まれない

※一般的なルールと異なる条件が契約で定められている場合があります

★トラブルを防ぐために★

- ①契約前に、契約書類の記載内容をよく確認しましょう！
- ②入居時には、賃貸物件の現在の状況をよく確認し、記録に残しましょう！
- ③入居中にトラブルが起きたら、すぐに貸主側に相談しましょう！
- ④退去時には、精算内容をよく確認し、納得できない点は貸主側に説明を求めましょう！



独立行政法人
国民生活センター

2023年2月

賃貸借契約の「原状回復」とは

借主の故意・過失によって賃貸住宅に生じたキズや汚れ（損傷）等、また、借主が通常の使用方法とはいえないような使い方をしたことで生じた損傷等を元に戻すことをいいます。賃貸借契約が終了した時、借主は、賃貸住宅の原状回復を行う義務を負います。しかし、借主の責任によるものではない損傷等や、普通に使用して生じた損耗（通常損耗）、年月の経過による損耗・毀損（経年変化）については、原状回復を行う義務はありません。

～ アドバイス ～

賃貸借契約をする前に、契約内容の説明をよく聞き、契約書類の記載内容をよく確認しましょう。貸主側から説明される契約内容をよく聞き、わからないことがあればすぐ確認するなどして、内容をよく理解した上で契約するようにしましょう。

消費生活関連

1 月中に11名のウォッチャーから報告を受けた情報を販売形態別にまとめました。

電話勧誘

* 電話の怪しい勧誘, しつこい勧誘, 目的がわからない勧誘などの報告です *

- ・電力会社を名乗り「安い料金にするための方法を教える。訪問したい。」という電話があった。
- ・「電力会社のコールセンターです。」という電話に「いりません。」と断った。
- ・不要な洋服, バック, 靴などを買取するという電話があった。
- ・「〇〇さんですか?」と言われ「北海道の市場です。」と, 電話の向こうからにぎやかな音が流れていた。黙っていると電話は切られた。

消費生活相談員からのコメント

「電気代が安くなる。」「大手電話会社の委託を受けている。」などという電話勧誘が増えているようです。光熱費が安くなると言って不当に高い価格で契約を迫る, 電力会社から委託を受けて太陽光発電設備等の販売をしているという電話勧誘や訪問をする事例もあります。大手電力会社では機器の販売や販売委託は行っていません。

「安い」というセールストークに惑わされず, 冷静に対応できるように日頃から, 電話勧誘等に対し, 家族で対応策を決めておきましょう。

その他

- ・SMS で「お客様不在のため, お荷物を持ち帰りました。」という宅配業者のようなところからの着信があった。
- ・娘の成人式で着物のレンタル, 着付け, 写真撮影をパックで購入したが, パックに含まれているアルバム以外に, 10万~20万円もするアルバム作成をしつこく勧められたが断った。

消費生活相談員からのコメント

宅配業者のような SMS の着信があったと報告がありました。

通販サイト, クレジットカード会社, 宅配便事業者, 携帯電話会社, 公的機関などの実在する組織をかたる偽 SMS, メールに警戒が必要です。

通販サイトから「支払い方法に問題がある。」との SMS が届き, 添付の URL をタップし, 指示通りにクレジットカード番号を入力したところ, 後日覚えのない請求が来たという事例もあります。

～アドバイス～

- ・メールや SMS に記載された URL には安易にアクセスしないでください。
 - ・サイトにアクセスしてしまっても個人情報とは絶対に入力しないでください。
 - ・サイトに ID・パスワード等を入力してしまったらすぐに変更し, クレジットカード会社などにも連絡しましょう。
 - ・正規の URL や正規のアプリからアクセスすることを日ごろからの習慣にしましょう。
 - ・迷惑 SMS やメール, ID・パスワード等の不正利用への事前対策をしておきましょう。
- 不安に思った場合や, トラブルが生じた場合は, すぐに大崎市消費生活センター(☎21-7321)へ相談しましょう。

食品の品質表示

1月中に11名のウォッチャーが日常生活で店舗調査した結果です。下記の4つの品目について表示事項を確認しました。

〈1月分〉

品目別		調査品	表示事項	調査延べ店舗数	表示状況		
生 鮮 食 品	農産物	かぼちゃ	名称・産地	22	有	22	
					無	0	
		レモン		22	有	22	
					無	0	
	水産物	貝	名称・産地	22	有	22	
					無	0	
	畜産物	鶏肉		22	有	22	
					無	0	
加工食品		バター	・第1原材料の原産地表示・原材料名添加物・消費期限賞味期限・保存方法・内容量・製造者又は販売者の名称及び住所・アレルギー/遺伝子組み換え表示・栄養成分表示(5つの栄養成分)	11	有	11	
					無	0	

◆報告

- ・精肉は、鶏肉に関わらず全般に値上げが止まらない感じがします。特売の時にまとめ買いして冷凍保存して利用するようにしています。
- ・ほとんどのスーパーで「手前からお取りください」の表示がされていて、とても良いアイデアだと思いました。正直、この表示がないときは、牛乳などは奥のほうから買っていました。
- ・野菜類は賞味期限はないが、年末から並んでいた物もあったので見た目で判断しなければならないと感じた。
- ・かぼちゃは、これまでメキシコ産が多かったが、北海道産など国内産が多くなった。
- ・チラシにぶりしゃぶ用16切れの写真が掲載されていましたが、店に行くと、10切れで同じ値段で販売していました。店で確認したら、「仕入れ値が高いので枚数を少なく販売している。」と言われた。

消費生活相談員のコメント

消費者なら誰もがより良い商品やサービスを求めます。ところが、実際より良く見せる表示が行われたり、過大な景品付き販売が行われると、それらにつられて消費者が実際には質の良くない商品やサービスを買ってしまい不利益を被るおそれがあります。「景品表示法」は、商品やサービスの品質、内容、価格等を偽って表示を行うことを厳しく規制するとともに、過大な景品提供を防ぐために最高額を制限することなどにより、消費者のみなさんがより良い商品やサービスを自主的かつ合理的に選べる環境を守ります。問題のある広告や疑問に思われる場合には、チラシ広告や表示画面等を添付して情報提供をお願いいたします。

～消費者庁 HP より引用～

～編集後記～

令和4年度第3回消費生活ウォッチャー会議を開催しました。ウォッチャーの皆さんが毎月の調査のために、様々な工夫を凝らしているとの報告がありました。特に加工食品については表示の確認項目が多くなり、ご苦勞も多いと思います。引き続き点検調査をお願いいたします。

皆さんからいただく報告は、市内の店舗における適正な表示を確認し、消費者の安全・安心に繋がることとなります。今年度いただく報告は残り2回となりましたが今後ともよろしくをお願いいたします。

本誌「くらしウォッチャーだより」では、消費者基本法、大崎市消費生活ウォッチャー設置規則に基づき、消費生活ウォッチャーから寄せられた報告文書等の中から、被害の未然防止に役立つ情報を提供しております。

掲載される報告やコメントは、全てのトラブルや相談に適用するものではなく、具体的な対応は個々の事案により異なります。大崎市消費生活センターでは、消費生活関係法令に照らした事実調査を行ったうえで、必要と認めた場合は各関係機関へ指導や要請を行うこととしております。

※無断で転用や掲載、引用することは固くお断りいたします。



消費生活に関する相談、各種講座等のお問合せ、この情報誌についてのご意見等は、下記宛にご連絡ください。

大崎市消費生活センター(大崎市総務部市政情報課)

受付 月～金(祝日を除く)午前9時～午後4時

Tel. 0229-21-7321(直通) 0229-23-9125 ・ Fax. 0229-24-9595

E-mail: shohi@city.osaki.miyagi.jp

〒989-6188

大崎市古川七日町1番1号(東庁舎1階)



令和5年2月9日「第3回消費生活ウォッチャー会議」を開催しました。

令和5年3月3日 発行